

12. 上場廃止の原因となる事実の発生

金融商品取引所への上場廃止(※1)の原因となる事実が発生した場合には、以下の要領に従って、通知手続きを行ってください。

(※1)組織再編(吸収合併及び新設合併)による上場廃止は除く。

(1) 提出要領

提出書類 (※1)	書式番号	提出時期	提出方法
開示資料	-	適時開示後、速やかに	Target ほふりサイト (PDF 提出) (※2)

(※1) 上場廃止の原因となる事実の発生については、通知書式はありません。

(※2) 開示資料(PDF ファイル)を Target ほふりサイトに提出してください。

Target ほふりサイトに提出するにあたっては、トップ画面で「書類を提出する」メニューを選択し、投資口の「提出」ボタンをクリックし、通知事項1は「上場廃止等の原因となる事実の発生」を選択してください。

Target ほふりサイトへの詳しい提出方法は、「第3章 Target ほふりサイトへの書類提出方法」を参照してください。